

令和3年度健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、小林市の令和3年度決算の財政指標を公表いたします。

公表する指標は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5種類です。

これらの指数を公表する意義は、財政の実態を市民の皆様に明らかにし、財政悪化の兆候が見られた場合に、住民自治の機能を働かせ、財政規律の確立を図っていくことにあります。

1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

区 分	小林市 健全化判断比率	(参 考)	
		早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.80%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	17.80%	30.00%
③ 実質公債費比率	11.5%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	77.3%	350.0%	

(備考) 実質赤字額・連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示しています。

2 令和3年度決算に基づく資金不足比率

公営企業会計等の名称	⑤資金不足比率	(参 考) 経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
市立病院事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%

(備考) 資金不足額がない場合は、「—」で表示しています。

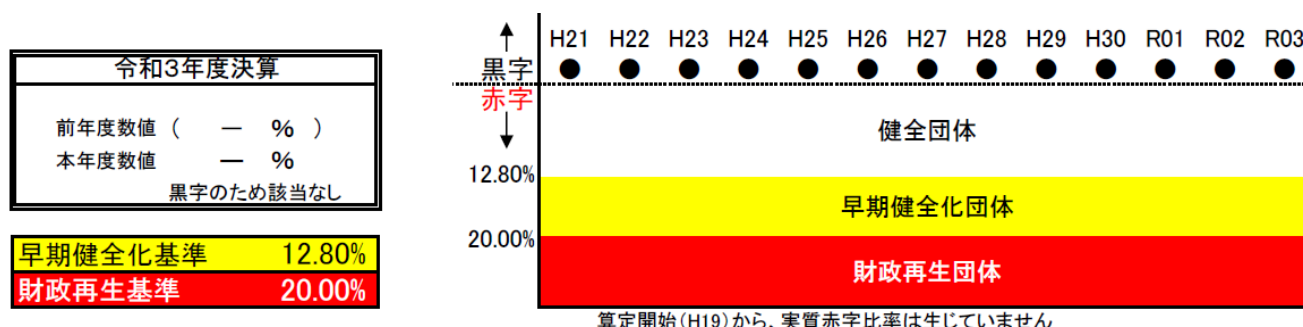
健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上になった場合は「財政健全化計画」を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は「経営健全化計画」を定める必要がありますが、今年度はいずれの比率も基準を下回りました。

①実質赤字比率（該当なし）

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

一般会計で実質赤字が発生した場合に、その額が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、小林市の場合、危ない状態になっていると判断される基準（早期健全化基準）は、12.80%です。

令和3年度決算における一般会計の実質収支は約9億2千万円の黒字となっており、実質赤字比率は該当ありません。

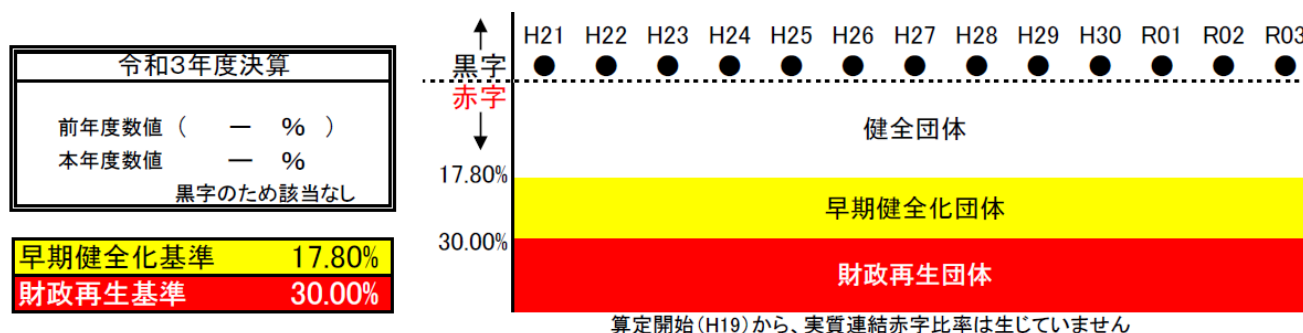


②連結実質赤字比率（該当なし）

全ての会計の赤字や黒字を合算し、会計全体での赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

小林市には、一般会計のほかに国民健康保険や介護保険などの特別会計、水道や病院といった企業会計がありますが、その全会計の合算で赤字が発生した場合に、その額が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。小林市の場合、危ない状態になっていると判断される基準（早期健全化基準）は、17.80%です。

令和3年度決算における一般会計やその他の特別会計及び企業会計で赤字決算となった会計は無く、全体で見れば約22億7千万円の黒字であるため、連結実質赤字比率は該当ありません。



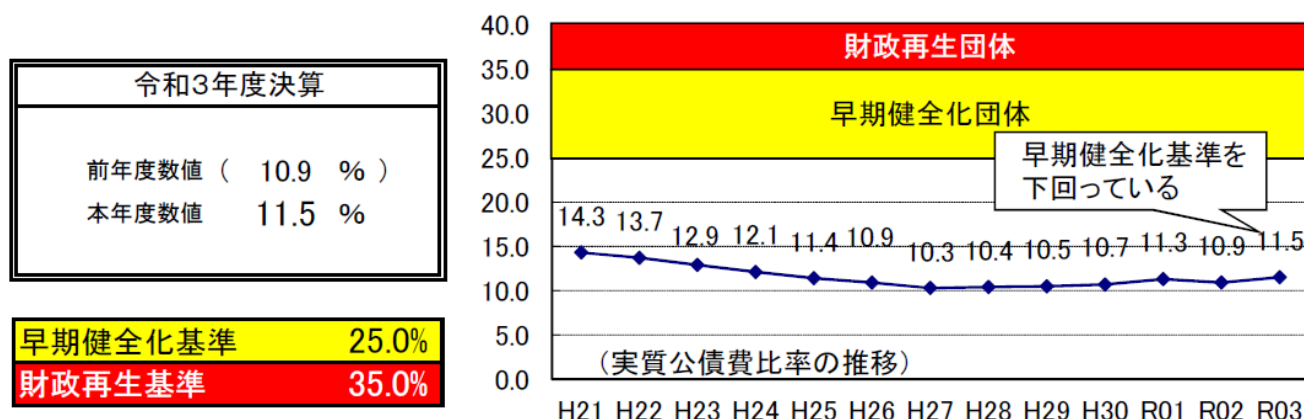
○実質収支額、資金不足・剰余額		
全会計 約22億7千万円の黒字		
主なもの	一般会計	約9億2千万円黒字
	水道事業	約5億8千万円黒字
	病院事業	約3億円黒字

③実質公債費比率 11.5%

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

一般会計が負担しなければならない元利償還金や、元利償還金と同様の性質がある経費の合計額が、標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、危ない状態になっていると判断される基準（早期健全化基準）は、25.0%です。

令和3年度決算における実質公債費比率は、11.5%となっています。

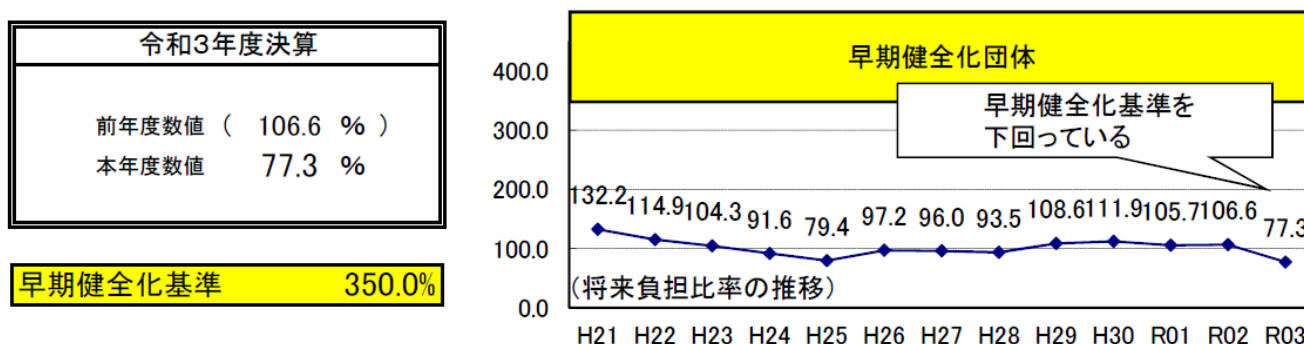


④将来負担比率 77.3%

一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

一般会計が将来支払っていく負債には、市債残高のほか、将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、退職手当支給予定額、公営企業の企業債残高のうち一般会計が負担するものなどが含まれますが、これらの負債が、標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、危ない状態になっていると判断される基準（早期健全化基準）は 350.0%です。

令和3年度決算における将来負担比率は、77.3%となっています。



⑤資金不足比率（該当なし）

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

令和３年度決算における小林市の公営企業は４会計ありますが、資金不足比率は、これら公営企業の資金不足額が、料金収入を主とした営業収入に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。

令和３年度決算において資金不足を生じた公営企業は無かったため、各公営企業とも資金不足比率は該当ありません。

公営企業会計等の名称	資金不足比率	（参考） 経営健全化基準	説明
水道事業会計	—	20.0%	すべての公営企業会計（４会計）で、資金不足は生じていません。
市立病院事業会計	—	20.0%	
下水道事業会計	—	20.0%	
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%	

※資金不足額がない場合は、「—」で表示しています。